○国土交通省令第二十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条　船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（簡易型船舶自動識別装置） **第三百十一条の二十一の二**　旅客船その他旅客の輸送の用に供するものとして告示で定める船舶（いずれも沿海区域を航行区域とする船舶に限り、次に掲げる船舶を除く。）には、簡易型船舶自動識別装置を備えなければならない。 一　船舶自動識別装置を備える船舶 二　浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備える船舶	（新設）
第八編　（略）	**第八編**　（略）

（小型船舶安全規則の一部改正）

第二条　小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（適用） **第一条**　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定により漁船以外の小型船舶に関し施設しなければならない事項及びその標準については、他の国土交通省令の規定（船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第三百十一条の二十一の二及び船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第二章の三の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めるところによる。 （救命設備の備付数量） **第五十八条**　近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。 一～八　（略） 九　小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置（当該小型船舶のうち旅客船又は船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶に該当するものにあつては、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置（船舶救命設備規則第三十九条の規定に適合するものに限る。第六十三条第二項において同じ。））　一個 十・十一　（略） 2～9　（略）	（適用） **第一条**　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定により漁船以外の小型船舶に関し施設しなければならない事項及びその標準については、他の国土交通省令の規定（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第二章の三の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めるところによる。 （救命設備の備付数量） **第五十八条**　近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。 一～八　（略） 九　小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置　一個 十・十一　（略） 2～9　（略）